

避難所配置職員の選定について

1 避難所配置職員について

<青森市地域防災計画【風水害対策編】【地震・津波対策編】>

第1章 災害応急対策計画 第7節 避難 第7. 指定避難所の開設 1. 事前措置

- (1) 本部長（市長）は、指定避難所等を早期に開設するとともに円滑な運営を確保するため、各指定避難所に配置する職員（以下「避難所配置職員」という。）をあらかじめ指名（災害対策本部事務局、災害応急体制配備要員を除く）するとともに、指定避難所の位置、動員方法、任務等について周知徹底を図るものとする。
- (2) 避難所配置職員の職員数は、指定避難所1箇所当たり3人（責任者1人、補助者2人）を基準とし、避難者の受入状況等により、適宜増員することとする。

2 選定方法及び配置基準

(1) 選定方法

人事課において、配置基準に基づき、選定作業を行う。

(2) 配置基準

- 配置職員の居住地から避難所までの直線距離が、原則3km以内の職員を配置する。
- 責任者は、主査以上の職員を配置する。
- 女性の避難者に配慮できるよう、女性職員を最低1名配置する。
- 浪岡地区は、浪岡地区居住者または浪岡庁舎勤務者を最低各1名配置する。
- (新) 新採用職員、新任主査、新任主幹を優先的に配置する。
- (新) 役職定年の職員等や再任用フルタイムの職員を配置する。

ただし、下記①～④の所属職員を除く。

①災害対策本部事務局

⇒危機管理課、総務課、人事課、管財課、秘書課、広報広聴課

②災害応急体制配備要員

⇒公園河川課、道路維持課、浪岡総務課、浪岡都市整備課、八重田浄化センター、蜷貝ポンプ場、農業政策課、農地林務課

③避難所運営担当部局

⇒福祉政策課、健康福祉課総務管理 T

④災害時優先業務あり

⇒教育委員会総務課学校施設管理チーム、浪岡教育課、建築職職員、水道部、交通部、浪岡病院（患者搬送）、納税支援課（税制企画 T）・資産税課・住宅まちづくり課（公営住宅 T）